



※ 合格基準：正解率90%以上

#### 4. 補講の実施

基本研修（講義・演習）の補講等については以下のとおりとします。

##### （1）基本研修（講義）後の筆記試験が不合格の場合

筆記試験で不合格となった者のうち、総正解率70%以上90%未満の者に対しては、別途補講日と再試験日を設け、補講と再試験を実施します。なお、補講及び再試験は1回までとし、補講の修了が認められない場合もしくは再試験が不合格の場合は、基本研修（講義・演習）の履修を無効とします。

##### （2）基本研修（演習）

所定回数以上の演習を行った上で、評価が不合格となった者に対し、別途補講日を設け、補講を実施、改めて評価を行います。なお、補講は1回までとし、評価が不合格であった場合は、基本研修（講義・演習）の履修を無効とします。

#### 5. 募集定員

30名

#### 6. 研修会場

- ① 基本研修（講義）：特別養護老人ホーム桜井の里
- ② 基本研修（演習）：特別養護老人ホーム分水の里
- ③ 実地研修：一定の条件を満たした実地研修機関（原則として、受講者の所属事業所）
- ④ 会場住所 基本研修（講義）特別養護老人ホーム桜井の里

新潟県西蒲原郡弥彦村大字麓 3036 番地

基本研修（演習）特別養護老人ホーム分水の里

新潟県燕市新堀 2479 番地 2

※詳細は、（福）桜井の里福祉会 HP をご覧下さい。

#### 7. 受講資格

- ① 新潟県内に住所のある者、又は新潟県内に所在する施設・事業所に勤務している者
- ② 実地研修行為が必要な利用者が、受講生所属の施設・事業所に入所していること
- ③ 実地研修の指導看護師が、実地研修を実施する施設・事業所に所属していること
- ④ 該当する利用者の身元引受人の同意書等、必要な書類が全て提出できること
- ⑤ 受講生が所属する施設・事業所の長の推薦があること
- ⑥ 社会福祉法人桜井の里福祉会が案内する実地研修を保険対象とする賠償責任保険「実地研修を履修する介護職員等向け賠償責任保険」に加入できること

※実地研修を実施する施設・事業所が、受講生の実地研修の行為に対応する賠償責任保険に加入していれば加入不要。但し、下記と同等以上の賠償責任保険とする

#### 8. 申込書類

- ①【様式1】社会福祉法人 桜井の里福祉会 喫痰吸引等研修 「推薦状」（とりまとめ票）

- ②【様式2】社会福祉法人 桜井の里福祉会 喫痰吸引等研修 「受講申込書」  
「実地研修受け入れ承諾書」(※実地研修を所属する施設・事業所以外で実施予定の方)  
④「修了書等の写し」(※科目免除対象者のみ)  
⑤「返信用封筒(84円切手貼付)(※申込人数によって料金不足となった場合は、追加料金をご負担下さい)

#### 9. 申込方法

申込書を施設・事業所ごとにとりまとめ、社会福祉法人桜井の里福祉会法人本部へ直接提出、もしくは郵送により提出して下さい。

申込書提出先 〒959-0318

新潟県西蒲原郡弥彦村大字麓3036番地

社会福祉法人桜井の里福祉会

法人本部 喫痰・吸引等研修 係り

TEL 0256-94-3939 FAX 0256-94-2552

HP : <http://www.sakurai-hukushi.or.jp>

窓口受付時間 9:00~17:00 (月曜日から金曜日)

担当職員名 法人本部総務課(成澤)

#### 10. 選考方法

施設・事業所ごとの申込とし、複数名の申込みの際は優先順位を付けて下さい。締め切り期日になった時点で、受付順位と施設・事業所から優先順位を勘案し、受講生を決定します。

#### 11. 選考結果の通知方法

申込者に対し、受講決定(不決定)通知を送付します。(7月4日発送予定)

#### 12. 申込手続きの完了

受講決定通知と合わせて「受講のてびき」を送付しますので、その内容に従い受講料を指定された期間内に銀行振込によりご入金下さい。納めて頂いたことを当法人が確認した時点をもって、申込手続きの完了とします。(やむを得ず申込みを辞退される場合は、速やかにご連絡下さい。正当な理由がなく期限が過ぎても入金が確認できない場合は、申込辞退とすることがあります。)

#### 13. 受講料

第1号研修・第2号研修 67,200円 【別紙1】受講料一覧参照

(受講料: 60,000円、テキスト代: 2,200円税別、事務処理費: 5,000円)

※ 社会福祉法人桜井の里福祉会が案内する賠償責任保険に加入する場合は、保険料として別途2,000円が必要になります。

※ 科目の免除については【別紙1】「社会福祉法人桜井の里福祉会 喫痰吸引等研修 受講料一覧」【別紙2】「社会福祉法人桜井の里福祉会 喫痰吸引等研修 免除科目一覧」

をご参照下さい。

#### 14. 学納金の返還

一旦納付された受講料は、原則として返還はいたしません。但し、7月26日までにやむを得ない事情により受講を辞退した場合は、事務処理費を除いた受講料を返還いたします。

#### 15. 遅刻・早退・欠席の取扱い

遅刻・早退・欠席があった場合には、当該科目的修了は認めないものとし、再度その科目について補講を受講していただきます。補講にかかる受講料は、1科目につき5,000円（税込）とし、（但し、筆記試験の追試験の場合、補講料・受講料は2,000円（税込）とする）受講者が負担することとします。

#### 16. 受講科目の一部免除の取扱い

「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について」また、「喀痰吸引研修（第一号・第二号研修）に係る研修の一部免除の取扱方針について」に基づき免除します。免除科目の詳細は【別紙2】「社会福祉法人桜井の里福祉会 喀痰吸引等研修 免除科目一覧」をご参照下さい。免除の対象となる研修を修了している方は、受講申込書に研修修了証の写しを添付して下さい。

#### 17. 個人情報の取り扱い

提出していただいた個人情報は、選考結果通知、受講手続き、喀痰吸引等研修の運営のみに使用し、ご本人の承諾なしに第三者に開示・提供することはありません。

#### 18. 実地研修に関する申込要件

- ・利用者または利用者本人からの同意を得るのが困難な場合にはその家族等（以下「実地研修協力者」という。）に対して研修の趣旨を説明した上で、実地研修への協力について書面による同意承認を受けること。
- ・喀痰吸引等の実施に際し、実地研修協力者ごとに、医師からの文書による指示（指示書）を受けること。
- ・医師の指示書に基づき、医療従事者との連携の下、実地研修協力者ごとの「喀痰吸引等実施計画書」を作成すること。
- ・国又は県が実施した「喀痰吸引等指導者講習」を修了した実地研修指導講師の指導の下実地研修を行うこと。実地研修指導講師は、「実地研修評価票」により介護職員等の評価を行ふこと。
- ・実地研修協力者の状態について医師、看護職員が定期的に確認すること。医師、看護職員が確認した結果、対応方法等について介護職員等が指導を受けることが文書化されていること。
- ・「喀痰吸引等実施報告書」を作成し、担当医師に提出すること。
- ・関係者からなる「安全委員会」を設置すること（既存の委員会等を活用しても差し支えないこと）。

- い) 構成員、役割分担、安全委員会で管理すべき項目及び会議の実施頻度などが文書化されてること。
- ・ヒヤリハット事例の蓄積、分析など、喀痰吸引等の実施体制について、適切に評価、検証を行すこと。
  - ・事故発生時の対応方法として、関係者への報告、実地研修協力者家族への連絡など、適切かつ必要な緊急処置が整備されていること。
  - ・事故状況などについての記録・保存方法が文書化されていること。
  - ・感染症を予防するための衛生管理方法及び感染症が疑わしい場合の確認方法が文書化されてること。
  - ・感染症発生時の対応方法及び関係機関への連絡方法が文書化されていること。
  - ・実地研修協力者の秘密保持（関係者への周知徹底を含む）等に関する規定整備がされていること。
  - ・実地研修の実施状況等、研修受講者に関する状況を確実に把握し、保存できること。
  - ・喀痰吸引等実施のための必要備品が備わっていること。

#### 19. その他の注意事項

- ・受講申込に際して取得した個人情報は、研修事務以外には使用しません。また、提出された書類は返却しません。
- ・研修の際は換気の実施、一定の間隔を空けての着席、近距離での会話を避けるなど、新型コロナウイルス感染防止対策を行います。
- ・今後の感染拡大状況によっては、募集開始後に中止とさせていただく場合もあります。その際は、（福）桜井の里福祉会 HP でお知らせいたします。
- ・研修会場は、無料駐車場がありますので、車での通学は可能ですが、駐車場内での物損・盗難等には当法人は一切関与しませんので、自己責任をお願いします。
- ・研修会場への交通費や飲食等は受講生が負担して下さい。
- ・近隣には、飲食店はありませんので、昼食の用意を各自で持参下さい。